

新型コロナウイルス感染症対策に関する指定都市市長会提言

指定都市市長会では、これまで、新型コロナウイルス感染症対策の在り方の検討を政府や各政党に要望しているが、特に指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、改めて、大都市が感染まん延の起点とならないよう、感染症対策の在り方を十分に検証していく必要がある。

全国 20 の指定都市には、我が国の人口の約 2 割に当たる 2,700 万人以上が居住し、その所在する道府県内における陽性者のおよそ 50%が集中している。また、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、産業や医療機関も集積していることから、指定都市の人的・物的資源を最大限に活用し、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策への備えを万全にしていく必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止策の実施や医療提供体制の整備等のために国から交付される「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は、指定都市が直接交付を受けることができず、また、指定都市分の明示もないことから、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に活用できる仕組みとなっていない。都道府県・市町村に交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」についても、指定都市は、住民一人当たりの交付限度額が他市町村に比べ著しく低い状況となっている。

また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）における指定都市の市長の事務・権限は極めて限定的なものであるが、新型コロナウイルス感染症への対応の現状を踏まえ、その位置付けの見直しも含め検討していく必要がある。

さらに、4月から6月期の実質GDP（国内総生産・改定値）の成長率は年率換算でマイナス 28.1%となり、比較可能な 1980 年以降で過去最大の落ち込みとなるなど、地域経済や雇用、国民生活に大きな影響が生じている。

指定都市市長会は、引き続き、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいく所存である。

今後も、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、この状況から早期に立ち直るため、指定都市市長会として以下のとおり提言する。

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備等に向けた財政措置の拡充

- (1) 現在は都道府県が交付対象となっている「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に活

用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。または、道府県への交付時に指定都市分の明示を行うこと。

- (2) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、今後の感染状況や経済状況等に応じて地方自治体が臨機応変に対応できるよう、令和2年度内に予備費等を活用した増額及び速やかな交付など、更なる充実を図ること。なお、交付金の算定に当たっては、大都市部に陽性者が集中している現状を踏まえ、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市単位の陽性者数に基づき算定するなど大都市における財政需要をより反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すこと。

また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策に多額の経費が見込まれることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を継続して交付すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の財源不足については、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、特に大きな影響が見込まれる地方消費税交付金や軽油引取税交付金等を減収補填債の対象税目に追加する等、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、猶予特例債の弾力的な運用等の措置を講ずること。
- (4) 令和3年度の地方財政計画については、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税等の減収を的確に見込んだ上で、臨時的な財政需要を踏まえた歳出特別枠を設けるとともに、必要額については地方交付税に別枠加算を設けること。
- (5) 固定資産税は基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、国の経済対策にこれを用いるべきではなく、新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置などについて、今後更なる対象範囲の拡大及び期間の延長や新たな負担軽減措置の創設等を行わないこと。
- (6) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するよう更なる支援を行うこと。地方衛生研究所については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）や地域保健法における位置付けを明確にするとともに、施設、設備及び検査機器の整備・更新について国庫補助の対象とすること。
- (7) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

2 感染症対策の在り方の検討

新型コロナウイルス感染症の更なる拡大や今後の新たな感染症への備えを万全

にするため、感染症法及び特措法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ検証を行い、明確にすること。

特に、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況もあり、また、保健所や地方衛生研究所を設置する指定都市が所在する道府県とその他の道府県では広域自治体の果たす役割は異なる。さらに、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていない。

このことから、特措法に基づく道府県知事の権限について、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲又は付与できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

3 追加の経済対策等の実施及びアフターコロナ時代を見据えた支援の拡充

(1) 国においてこれまで二度にわたる補正予算が措置されているが、補正予算の迅速な執行に加え、国民生活や国民経済、地域の医療提供体制への影響を引き続き注視し、状況に応じて追加の経済対策を講ずること。

特に、事業継続を下支えし、地域経済や雇用等への影響を最小限に抑えるため、中小企業・小規模事業者等に対する実質無利子・無担保融資の拡充など継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、固定経費への支援など、経済対策をより一層充実・強化すること。

(2) 経済の活力を支える雇用面において、経済活動の停滞により多大な影響が生じることが懸念されるため、現在、人材の不足している業種への人材確保や、今後の「新しい生活様式」の定着等の社会変革により新たに生じる人材過不足に対して、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の確保につながる効果的な対策を講ずること。

(3) ウィズコロナ、アフターコロナ時代を見据え、感染防止を契機とした社会変革を一気に加速させるとともに、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、事業転換に取り組む中小企業への支援、ITインフラへの投資促進など企業におけるICT環境構築を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

令和2年10月2日
指定都市市長会